

むつ市奨学金債権回収業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

むつ市奨学金債権回収業務委託（以下「本業務」という。）はむつ市奨学金における奨学金返還の長期滞納者への債権回収の強化に向け、未収債権の回収業務について、専門的な知識及び豊富な経験を有する民間事業者に委託することにより、未収債権に係る滞納者整理の取組を強化、更なる債権管理の適正化や未収債権の縮減を図ることを目的とする。

2 概要

(1) 業務名

むつ市奨学金債権回収業務委託

(2) 業務内容

別紙「むつ市奨学金債権回収業務委託仕様書」のとおり

(3) 対象債権

- ・奨学金貸付金

5名 2,427,000円

※令和8年6月時点。契約締結までに人数、金額の増減があり得る。

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

なお、本業務は成績が良好もしくはその他、契約について継続の必要性があると判断される適当な理由がある場合、契約を更新できるものとする。

3 業務に要する費用及び予算額

- (1) 成功報酬制を採用し、受託者が本業務の遂行により回収した金額に成功報酬率を乗じ、これに消費税及び地方消費税を加えた額（1円未満の端数切捨て）とする。

- (2) 委託料の上限提案額は、667,875円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 日程

(1) 公告

令和8年6月25日（木）から令和8年7月9日（木）まで

(2) 参加申込

令和8年6月25日（木）から令和8年7月9日（木）まで
ただし、土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで

(3) 質疑提出

令和8年7月2日（木）12時00分まで

(4) 質疑回答

令和8年7月6日（月）市のホームページで回答

(5) 企画提案書提出

令和8年6月25日（木）から令和8年7月24日（金）まで
ただし、土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで

(6) 書面審査

令和8年8月上旬（予定）

(7) 結果通知

令和8年8月10日（月）（予定）

(8) 契約締結

令和8年8月31日

6 参加資格

- (1) むつ市指名競争入札参加資格者指名停止要綱による指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

号) 第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められるもので、適正な競争を妨げる恐れがないと認められるもの。

- (5) 有資格者名簿に登録がない者がプロポーザルに参加する場合には国税及び地方税について滞納がないこと。
- (6) 弁護士、弁護士法人又は弁護士若しくは弁護士法人と一体となって参加する事業者で、以下の規定の資格を持つまたは承認を得ている者。
 - ① 弁護士にあつては、弁護士法（昭和24年法律第205号）第8条に規定する者、弁護士法人にあつては、同法第30条の2に規定する者であること。
 - ② 事業者にあつては、債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第3条の規定に基づく法務大臣の許可を受けた債権回収会社で、納付勧奨業務について、同法第12条ただし書により法務大臣の兼業承認を得ている者であること。

7 質疑応答

質疑がある場合は、次の手順により提出すること。

- (1) 提出方法 質問書（様式第5号）により、電子メールで提出すること。
- (2) 提出期限 令和8年7月2日（木）12時00分まで
- (3) 提出先 むつ市教育委員会事務局総務課
電子メール：mt-ksoumu@city.mutsu.lg.jp
- (4) 回答方法 令和8年7月6日（月）市ホームページで回答
- (5) その他 提出期限を過ぎたもの又は指定した方法以外での質問は一切受けしない。

8 参加申込手続

- (1) 提出書類
 - ① 参加申込書（様式第4号）
 - ② 会社概要（様式第6号）
 - ③ 業務実績調書（様式第7号）
 - ④ 誓約書（様式第8号）
- 《有資格者名簿に登録がない場合》
- ⑤ 商業登記法に基づく現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書(法人)

⑥ 登録事項証明書（日本弁護士連合会発行）（個人）

⑦ 財務諸表

申請日直前1年分に係る貸借対照表、損益計算書等

⑧ 納税証明書

納税証明書については、国税、都道府県税及び市町村税のすべてについて提出すること。（むつ市分については、指定様式を使用のこと。）

(2) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）による。

(3) 提出期間 令和8年6月25日（木）から令和8年7月9日（木）まで
（ただし、土曜、日曜及び祝日を除く。受付時間は午前9時から午後5時まで。）

(4) 提出先 〒035-8686

青森県むつ市中央一丁目8番1号

むつ市教育委員会事務局総務課

9 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

① 企画提案書（任意様式）・・・正本1部・副本1部

② 業務実施（処理）体制図・・・1部

③ 参考見積書・・・1部

④ 上記をまとめた電子データ・・・1式

(2) 作成にあたっての留意事項

① 企画提案書

ア 仕様書は、本市が求める要件を定めたものであるため、企画提案書の作成にあたっては、それらの趣旨を十分に踏まえて記述すること。また、評価基準（別紙）に基づき、必要な項目を具体的に記載すること。

イ 仕様書に示した要件以外で当市にとって優位であると考えられる提案がある場合は、その内容について記載すること。

ウ 提案内容は、提案のポイントを箇条書きにするなど、専門的知識を持たない者にも理解できるように、簡潔でわかりやすい表記とすること。

エ 専門用語や略語を使用する場合は、初出の箇所に一般用語を用いて定義を記述すること。また、必要に応じて注釈を付記すること。

オ 様式は自由とし、サイズはA4版に統一すること。

カ 提出部数は正本1部、副本1部とし、副本及びについては社名を記入せず、提案者が特定されない状態で提出すること。

② 参考見積書

ア 仕様書の趣旨を理解した上で見積報酬割合、価格を積算し、作成すること(消費税及び地方消費税を含む)。

イ 見積報酬割合、価格は、提案内容の評価に際し参考として利用するものであり、契約金額となるものではない。

ウ A4版とし、様式は自由とする。なお、宛名はむつ市長とすること。

1 0 審査方法

(1) 審査方法は、参加資格要件を満たす者の中から、提出された企画提案書等についてプロポーザル審査委員会による書面審査とする。

(2) 審査項目及び配点

別紙「むつ市奨学金債権回収業務委託評価基準」のとおりとする。

1 1 審査結果

審査結果の通知は、審査を受けたもの全員に対し、プロポーザル審査結果通知書(様式第10号)により通知する。

また、審査の結果、選定されなかった事業者は、当該通知を受けた翌日から起算して7日以内にその理由の説明を求めることができるものとする。

1 2 その他

(1) 提出書類の取扱いについて

- ① 提出されたすべての書類は返却しない
- ② 提出後の差替え及び加除修正は認めない
- ③ 企画提案書の提出は1者につき1案とする
- ④ 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求める場合がある

(2) 失格事項について

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合

- ③ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - ⑤ 参考見積書の金額が、あらかじめ示された予算の上限額を超過した場合
- (3) 参加辞退について
参加表明後の辞退については、参加辞退届（任意様式）を提出すること。
- (4) 必要経費について
提出書類の作成及び提出に係る費用など必要な経費は、全て提出事業者の負担とする。なお、やむを得ず本プロポーザルによる事業者選定が中止等になった場合でも、全て提出事業者が負担すること。
- (5) 情報公開及び提供について
提出された企画提案書については、むつ市情報公開条例の規定による請求があった場合、第三者に開示することがある。ただし、提出者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があるので、この情報に該当する部分がある場合は、あらかじめ文書により申し入れすること。
なお、本プロポーザルに係る事業者の選定前において、決定に影響を及ぼす恐れのある情報については、決定後の開示とする。
- (6) 言語及び通貨単位について
手続きにおいて使用する言語及び通貨単位については、日本語及び日本円とする。

1.3 問い合わせ先

むつ市教育委員会事務局総務課

035-8686

青森県むつ市中央一丁目8番1号

電話 0175-22-1111 (内線3117)

電子メール mt-ksoumu@city.mutsu.lg.jp